



むろと



令和7年

1月

# あけましておめでとうございます



市民の皆様には、新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年中は、室戸市社会福祉協議会の行う事業に対するご理解、ご協力を賜りありがとうございました。

昨年1月1日午後4時10分能登半島地震が発生し、大災害となったことは記憶に新しいところであります。近い将来必ず発生すると言われている南海地震に備え、災害から市民を守るために、私ども室戸市社会福祉協議会として何ができるのか、何をしなければいけないのかを考えるなかで、災害ボランティアセンターの設置、運営等に関し、室戸市など関係機関と協議を行っております。

地域において、お年寄りや社会的弱者が日常の生活を送るうえでは様々な困りごとがおきます。住み慣れたこの室戸市で健やかに心豊かに安心して暮らし続けるには、そうしたときにそれを受け止めて寄り添う仕組みが必要です。普段からの人と人の心のつながりが最も大切になります。要支援者を中心に据えつつ、行政や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア等が連携し、「ぬくもりのある地域づくり」を進めるよう努力しております。

さて、新型コロナウイルス感染症は、その脅威をいまだ完全に払拭するにいたらず、世界中に蔓延しています。そうした中、失業や減収でお困りの世帯に対し、救済の一環として、広く市民の皆様から米や缶詰めなどの善意の寄付を募り、生活に困っている世帯に提供するなどの食糧支援をしています。こうしたことを行っていくことで、ここに暮らす一人ひとりにとって「安心して生活できる地域」となるように取り組んでいます。

どうか市民の皆様のおたたくいご指導、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

市民の皆様には、ご健康でご多幸なよい年でありますように祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

社会福祉法人 室戸市社会福祉協議会

会長 木下 恵介  
他 役員一同

缶詰、白米、調味料、お菓子等の食料品

室戸岬地区更生保護女性会 様 匿名4名 様

古切手、未使用はがき、未使用切手、テレホンカード、介護用消耗品等

中井 様 松本睦美 様 小野英昭 様 祖川時計店 様 (有)龍宮運輸 様  
(有)日吉丸水産 様 匿名4名 様

いつもありがとうございます!



# 福祉教育

アイマスク・点字盤・ボッチャ体験



令和6年11月27日、吉良川中学校全学年を対象にアイマスク・点字盤体験、ボッチャ体験学習が行われました。社会福祉協議会はアイマスク体験を、人権擁護委員は点字盤・ボッチャ体験を担当しました。

アイマスク体験では体育館内にコースを作って生徒が二人一組になり、一人はガイド役、もう一人がアイマスクを装着し白杖を持ってガイド役の誘導を受けながら、コースを一周しました。

アイマスク体験を終えて、生徒からは「怖かった」「白杖を持つ理由がわかった」「目が見えない状態で点字ブロックの上を歩くといつもと違う感覚がした」「方向が分からなくなった」「目が見えない人に伝えることの難しさを知った」との感想がありました。

## 室戸市デイサービスセンター



令和6年11月20日、調理室での火災発生を想定し室戸市デイサービスセンター全員で避難訓練をしました。

# 火災時 避難訓練

今回の避難訓練は玄関ロビーまで出ることを目標としていたので、利用者の避難誘導は混乱なく、スムーズにできましたが、職員間の声掛け・伝達が少なかつたことが反省点です。また、介護度が重度の方の避難方法も再度検討し、次回の地震・津波の避難訓練に活かせるようにしたいと思います。



安芸ひまわり基金法律事務所  
無料法律相談のお知らせ

要予約! 1人30分まで

日時: 令和7年1月14日(火) 13:30~16:30

場所: 安芸ひまわり基金法律事務所(安芸商工会議所2階)

受付: 0887-35-8200(平日9:00~18:00)





## 高齢者の財産や権利を守るための制度があります

【室戸市地域包括支援センターだより たんぽぽ】では、介護予防や認知症のこと、また、包括支援センターの総合相談窓口としての機能を紹介しています。

地域包括支援センターにはさまざまな相談が寄せられますが、今回は「権利擁護(けんりようご)」についてのお話です。「権利擁護」という言葉は、この【たんぽぽ】にも時々登場するのですが、聞きなれない言葉だと感じる人が多いかもしれません。



けんり ようご  
そもそも、「権利擁護」ってどういう意味？  
なんのことかなあ？



高齢者の財産を守ること、権利を守ることを「権利擁護」って言うんですよ。権利を守る方法の例として、福祉サービス利用のための契約や金銭管理などを自分ひとりでおこなうことが難しい人を支援する「日常生活自立支援事業※1」や、「成年後見制度※2」などがあります。

### ※1「日常生活自立支援事業」とは？

判断能力が十分でないため日常生活に支障がある方に対し、福祉サービスの利用のための援助をしたり、日常の金銭管理などをおこなうことにより自立した生活の支援をおこなうものです。ご本人、室戸市社会福祉協議会、高知県社会福祉協議会の三者で契約を交わす必要があります。詳しくは右側のページをご覧ください

### ※2「成年後見制度」とは？

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方は、預貯金や不動産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がありますが、それらのことを自分でするのが難しい場合があります。また、悪質商法などの被害にあう恐れもあります。このような方々の権利を守り、支援するのが「成年後見制度」です。(成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。)

以上のような事業や制度がありますが、ご本人の状態によって利用できる制度が異なってきますので、ぜひ地域包括支援センターにご相談ください。

上記のほか、介護保険サービスの内容や料金に関してもお問い合わせください。

室戸市地域包括支援センターTEL:22-5158 (8:30~17:15 土日祝を除く)

### 【認知症サポーター養成講座】を受講しませんか？

認知症について理解を深めたい方々を対象に、下記の内容を中心に1時間30分程度で学ぶものです。

- (内容)・認知症の症状や診断、治療について
- ・認知症の人との接し方、介護をしている家族の気持ちの理解
- ・認知症サポーターのできること ~地域で、職場で~ など...

趣味のグループや職域団体などで認知症サポーター養成講座の受講を希望される集まりの方(少人数でも可)を募集しています。ご希望の方は、地域包括支援センターまでご連絡ください。



## 安芸市民生委員児童委員協議会との意見交換会

令和6年11月29日(金)に、安芸市の民生委員との意見交換会を行いました。安芸市民児協から7名、室戸市民児協から11名が参加しました。



グループワーク  
で意見交換しました！

定期的に行っているこの意見交換会は、安芸市と室戸市が互いに刺激し合い、新たなアイデアの創出や取り組みのきっかけを掴む場となっています。グループワークでは、それぞれが体験したリアルな事例とともに、課題意識や「自分の地域にはこれ足りない、こういう場が必要なのでは」など、活動に関する様々な思いが各班で聞かれ今回も学びの多い時間となりました。

(室戸市民生委員児童委員協議会)

### 室戸市生活支援 相談センター

### あなたの生活や仕事などの困りごとをご相談ください

生活が立ち行かなくなる困りごとには、離職や解雇、借金、多重債務、引きこもり、家庭内暴力、単身高齢など、その方の状況によって様々な背景があります。

当センターでは、相談者ご本人が自分の意思で自立に向けて行動しようとすることを支援していきます。お話を丁寧に聴き、問題を整理して、必要な支援を受けられるようサポートします。同時に支援者同士のネットワークを作り、相談者の抱える困りごと解決に向けて一緒に取り組んでいきます。

- ★就労支援・・・あなたに合った仕事を一緒に探します
- ★就労準備・・・仕事に就くための力をつけます
- ★家計相談・・・お金のやりくりを一緒に考えます
- ★他機関へつなぐ・・・他機関と協力して課題を解決します
- ★食糧支援・・・一時的に困っている方に食べ物を支援します

就労支援ではハローワークへの同行や履歴書の書き方・面接の受け方指導等を行っています。社会参加に必要な生活管理や社会参加能力の習得を行う就労準備支援等も、必要に応じて組み合わせて提供します。



### 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)

日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)とは、高齢者や障がい者の方などが、福祉サービスの利用や金銭管理など日常生活に必要なことについて、自分ひとりで判断することが難しくお困りの場合に、社会福祉協議会が福祉サービスの利用などをお手伝いします。

どのような人が  
利用できるの？

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方など、自分ひとりで福祉サービスの契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ・通帳等の書類管理など、日常生活に不安のある方が社会福祉協議会と契約することで利用できます。

利用料はいくら  
かかる？

・訪問などによる支援→1時間1,500円  
・書類の預かりサービス→1カ月500円 ※生活保護受給中の方は無料です。

なにをお手伝い  
してくれるの？

福祉サービス利用のお手伝いなどを通して生活の見守りをします。また、日常的な金銭管理や事務手続きのお手伝い、書類の預かりをします。

室戸市生活支援相談センター TEL:22-2660 (8:30~17:15 土日祝を除く)